

令和6年度会津若松市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和6年4月1日決裁

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市が令和6年度に行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び上下水道局（以下「実施機関」という。）とする。

3 調達物品等及び調達目標

令和6年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達目標は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 調達品目等 小物雑貨、食料品等
- ② 調達目標 前年度の調達実績額を4%上回る額

(2) 役務

- ① 調達品目等 除草、清掃、配食サービス等
- ② 調達目標 前年度の調達実績額を4%上回る額

また、実施機関は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、また、障がい者就労施設等の実態に応じて、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

なお、新規調達案件であっても、障がい者就労施設等を活用することが可能と思われる案件について、積極的に障がい者就労施設等からの調達を行うことにより、更なる調達実績の向上に努めるものとする。

4 障がい者就労施設等に対する情報提供

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する情報については、随時、障がい者就労施設等に対して提供するものとする。

5 調達の推進

障がい者就労施設等から調達可能な物品等については、情報を収集した上で、実施機関に対して情報提供を行うものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針は、法第9条第3項の規定に基づき、公表するものとする。

また、調達実績は、法第9条第5項の規定に基づき、当該会計年度の終了後に公表するものとする。

なお、調達方針及び調達実績の公表は、会津若松市公式ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

7 その他の事項

- (1) この調達方針に基づく調達推進担当は健康福祉部障がい者支援課とする。
- (2) この調達方針に基づく調達担当窓口は総務部契約検査課、教育委員会教育総務課、上下水道局総務課又は実際に調達する各所属とする。
- (3) 物品等の契約に際しては、会津若松市財務規則、会津若松市上下水道事業会計規程その他関係法令の定めによるものとする。